

広島県議会個人情報保護条例（令和五年広島県条例第十七号。以下「条例」という。）第六十一条の規定によって、令和四年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。

令和五年六月二十六日

広島県議会議長 中 本 隆 志

一 個人情報取扱事務の登録件数（令和五年四月一日現在）

五件

二 保有個人情報の開示請求の処理状況

なし

三 保有個人情報の訂正請求の処理状況

なし

四 保有個人情報の利用停止請求の処理状況

なし

五 審査請求の状況

なし

六 苦情処理件数

なし